羽曳野市中小企業及び小規模企業振興基本条例

前文

市場のグローバル化、人口減少、少子高齢化等により市場の縮小や働き手の確保が困難になるなど、我が国の経済を取り巻く環境は日々変化している。

これらの影響を受けやすい中小企業及び小規模企業の振興は、地域 経済の発展に不可欠なものであり、本市においても市民共通の認識と して取り組まなければならない。

ここに中小企業及び小規模企業の振興に向けた取組のための基本的な方針を定め、関係者と市民が一丸となって総合的かつ効果的に本市の地域経済の発展を進めるため、この条例を制定する。

目的

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業(以下「中小企業等」という。)が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、市の 責務、中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)の努力等について明らかにするとともに、中小企業等 の振興に関する基本方針を定めることにより、地域経済の発 展、市民生活の向上及びまちの魅力の創出を図り、もってに ぎわいのあるまちの実現に資することを目的とする。

定義

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に掲げる者で、本市の区域内に事務所 又は事業所を有するものをいう。
 - (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する者で、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (3) 大企業者 中小企業者等以外の者であって、本市の区域 内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (4) 商工業団体 商工会、商店会その他の本市における商業 又は工業の振興を図ることを目的に支援を行う団体を いう。
 - (5) 教育・研究機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1条に規定する学校及び産業の振興に資する教育又は調 査研究を行う機関をいう。

中小企業振興等の基本方針

- 第3条 中小企業等の振興は、中小企業者等の創意工夫及び自主的な 努力を基本とし、市、大企業者、商工業団体、金融機関(信用 保証協会を含む。以下同じ。)及び教育・研究機関が、それぞ れの責務又は役割を果たし、相互に連携しながら市民の理解 と協力の下で推進するものとする。
 - 2 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
 - (1) 商工業の経営基盤の強化及び経営革新の促進
 - (2) 中小企業等の創業又は新たな事業の創出の促進
 - (3) 地域資源を生かした地域及び商店街活性化の促進
 - (4) 商工業の事業活動を担う人材の確保及び後継者の育成
 - (5) 産学官の連携による地域活性化の推進
 - (6) 産業集積の促進

中小企業者等の努力

- 第4条 中小企業者等は、その事業を行うにあたっては、経済的又は 社会的な環境変化に応じて、経営の向上及び改善、雇用機会 の確保、人材の育成及び従業員の福利厚生の充実に努めるも のとする。
 - 2 中小企業者等は、本市の区域内で流通し、又は提供される商品等を積極的に利用することで、その事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。
 - 3 中小企業者等は、商工業団体への加入に努め、市又は商工業 団体が行う商工業の振興のための事業に参加し、又は協力す るよう努めるものとする。
 - 4 中小企業者等は、その事業活動を行うときは、地域社会の一 員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、 かつ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

市の責務

- 第5条 市は、第3条に定める基本方針(以下「基本方針」という。) にのっとり、中小企業等の振興に関する施策(以下「振興施策」 という。)を実施するものとする。
 - 2 市は、振興施策の実施にあたり、国、大阪府その他地方公共 団体、大企業者、商工業団体、金融機関及び教育・研究機関 との連携に努めるものとする。
 - 3 市は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ず るよう努めるものとする。
 - 4 市は、振興施策の策定に当たっては、中小企業者等の意見を 反映させるため、情報の提供及び意見の交換に努めるものと する
 - 5 市は、振興施策の実施に当たり、必要な計画等を別に定めることができる。

大企業者の役割

- 第6条 大企業者は、基本方針におけるその社会的責任を自覚し、地域に貢献するための必要な措置を講ずるとともに、振興施策に協力するよう努めるものとする。
 - 2 大企業者は、その地域社会における存在の意義を認識し、商工業団体への加入に努めるものとする。

商工業団体の役割

- 第7条 商工業団体は、基本方針におけるその社会的役割を自覚し、 当該団体に加入する中小企業者等を支援するとともに、振興 施策に協力するよう努めるものとする。
 - 2 商工業団体は、積極的に組織の強化を図り、中小企業等の振 興に関する地域社会への影響力を強めるよう努めるものとす る。

金融機関の役割

- 第8条 金融機関は、基本方針におけるその社会的役割を自覚し、中 小企業等の資金の需要に対して適切に対応することにより、 経営の改善及び向上に関する支援を行うとともに、振興施策 に協力するよう努めるものとする。
 - 2 金融機関は、中小企業等の経営力を高めるため、その新規の 取引先の開拓、商談機会の提供、研修の実施等の総合的な支 援を行うよう努めるものとする。

教育・研究機関の役割

- 第9条 教育・研究機関は、基本方針におけるその社会的役割を自覚し、研究成果の普及並びに中小企業等が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な支援を行うとともに、振興施策に協力するよう努めるものとする。
 - 2 教育・研究機関は、教育活動を通じて勤労及び職業に対する 意識の向上に努めるとともに、育成した人材が中小企業等に おいて活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び 提供に努めるものとする。

市民の理解および協力

第10条 市民は、基本方針を理解し、その健全な発展に協力するよう 努めるものとする。

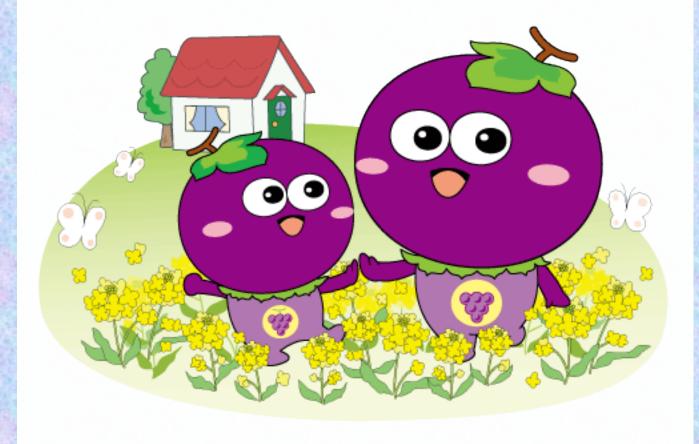
附貝

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

羽曳野市内の中小企業・小規模企業を応援!

羽曳野市中小企業及び小規模企業 振 興 基 本 条 例

令和2年4月1日施行



羽曳野市

基本方針

1

中小企業等の自主的な努力を基本とし、市、大企業者、商工業団体、金融機関、教育・研究機関がそれぞれの役割を果たし連携しながら、市民の理解と協力の下で中小企業等の振興を推進することを定めました。

2

中小企業等の振興に関する基本事項を定めました。

- (1) 商工業の経営基盤の強化及 び経営革新の促進
- (2) 中小企業等の創業又は新たな事業の創出の促進
- (3) 地域資源を生かした地域及 び商店街活性化の促進
- (4) 商工業の事業活動を担う人 材の確保及び後継者の育成
- (5) 産学官の連携による地域活 性化の推進
- (6) 産業集積の促進

羽曳野市役所 産業振興課 商工担当 〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL: 072-958-1111

それぞれ の 役割

市の役割(責務)

- ●中小企業等の振興に関する施策の実施
- ●国、府、他の市区町村や中小企業等の振興に関わる主体との連携
- ●振興施策を実施するために必要な財政上の措置
- ●中小企業者等の意見を反映させるための情報収集、意見交換
- ●中小企業等の振興に必要な計画等の作成

中小企業者等の役割(自主的な努力と創意工夫)

- ●自社の経営の向上・改善、人材の育成、従業員の福利厚生の充実
- ●地域住民の雇用機会の確保
- ●市内で流通・生産される商品の積極的な活用
- ●商工業団体への加入
- ●市・商工業団体が実施する中小企業等の振興に関する施策への協力
- ●事業活動を通じた、地域社会への貢献

加入し

加入促進

商工業団体の役割

- ●自団体の会員となっている中小企業者等への支援
- ●中小企業等の振興に関する施策への協力
- ●積極的な組織と地域社会への影響力の強化

加入

大企業者の役割

- ●地域への貢献
- ●中小企業等の振興に関する施策への協力
- ●商工業団体への加入

商工業団体とは?

商工会、商店会、その他の本市における商業又は工業の振興を図ることを目的に支援を行う団体のことをいいます。

支援

市民の役割

交換

- ●基本方針への理解
- ●中小企業等の健全な発展への協力

受り上げよう

金融機関の役割

- ●中小企業等の資金の需要への対応
- ●中小企業等の振興に関する施策への協力
- ●中小企業等の経営力向上に関する総合的な支援。

教育・研究機関の役割

- ●研究成果の普及
- ●中小企業等の研究開発、技術向上、人材育成への協力
- ●中小企業等の振興に関する施策への協力
- ●教育による勤労・職業に対する意識の向上
- ●人材が活躍する機会を得るために必要な情報の収集・提供